

鳴門教育大学地域連携センター規則

平成17年3月14日

規則第 1 号

改正 平成20年3月17日規則第 4号

平成22年3月24日規則第17号

平成29年3月 8日規則第13号

平成31年3月13日規則第14号

令和 4年4月13日規則第26号

鳴門教育大学学校教育実践センター規則（平成16年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第20条の規定に基づき、鳴門教育大学地域連携センター（以下「センター」という。）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、鳴門教育大学学校教育学部（以下「学部」という。）、鳴門教育大学大学院学校教育研究科、各種教育関係機関、地域社会との密接な連携のもと、学校教育に関する諸課題の解決に資することを目的とする。

（業務）

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の知の財産を広く地域社会に還元するための教育事業を企画・実施すること。
- (2) 大学と地域の連携を促進し、学校教育の活性化と教員の資質向上を図るための研究・支援を行う。
- (3) 地域のニーズに対応して、大学の知的資源を活用し地域の教育活動の支援を行う。
- (4) その他センター所長が必要と認めること。

（センター会議）

第4条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター所長
- (2) 兼務を命じられた教員

3 センター会議に議長を置き、センター所長をもって充てる。

4 議長は、センター会議を招集しその議長となる。

5 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営方針に関すること。
- (2) センターの年度業務実施計画に関すること。
- (3) センター人事、予算に関すること。
- (4) センターの業務の実施に関すること。
- (5) その他センターの運営に必要な事項

（分野）

第5条 センターに、次に掲げる分野を置く。

(1) 学校支援分野

(2) 教育連携コーディネート分野

(職員)

第6条 センターに、センター所長、兼務を命じられた教員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める職員のほか、センターに客員研究員を置くことができる。

3 客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(センター所長)

第7条 センター所長は、センターの管理運営を統括する。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教務部学術情報推進課において処理する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。